

地籍調査の実施について

町では、宅地周辺の土地を対象とした「地籍調査事業」を実施しています。

この調査は平成17年度から調査を開始し、今年度は氷川地区（大氷川の一部）の調査を予定しており、調査対象の土地所有者のみなさんには後日、文書にてご案内しますので、ご理解とご協力をお願いします。

○地籍調査とは

人に関する記録として「戸籍」がありますが、これに対して土地に関する記録を「地籍」と言います。地籍調査では、一筆ごとの土地について境界・所有者・地番・地目の調査および境界の位置・面積の測量を行い、簿冊（地籍簿）と正しい地図（地籍図）を作成します。

○地籍調査の必要性

現在、登記所に備え付けられている登記簿や地図（公図）の多くは明治時代の地租改正時に作成された記録をもとにしており、長い年月を経た今日では、登記簿記載の面積が実際とは異なり、公図に描かれた境界や形状が不明確であるため、土地の正確な情報を把握することが困難な場合が多い状況にあります。このため地籍調査は、このような状況を改善し土地に関する記録（地籍）を明確にするために行う事業です。

○地籍調査のメリット

- ・土地トラブルの未然防止や土地取引の円滑化
- ・災害復旧の迅速化および防災対策
- ・固定資産税の適正化
- ・土地所有者等の費用負担なし
- ・インフラ整備の促進

○地籍調査の流れ

①調査対象地所有者へお知らせ

②境界の確認（一筆地調査）

公図などを基に作成した資料を参考に、調査担当者が現地を訪ねます。境界を挟んだ土地所有者の方々に双方の合意の上で土地の境界を確認していただき、土地の範囲を明らかにしていきます。

＊地籍調査では、この一筆ごとの調査が大変重要になります。

③境界の測量（地籍測量）

杭の設置や測量を行い、その結果を基に正確な地図（地籍図）を作成します。

④結果の確認（閲覧）

作成した地籍図と地籍簿は一定の期間を設け土地所有者の方々に閲覧していただき確認を行います。ここで確認された結果が、最終的な地籍調査の成果となります。

⑤登記所へ送付

地籍調査の登記簿と地籍図（写し）が登記所に送付され、以降不動産登記の資料として活用されます。

野焼き（野外焼却）は原則禁止です！

ごみ（廃棄物）の野外焼却行為は法律で「原則禁止」になっています。状況によっては罰則の対象になる場合があります。野焼きについての注意点は次のとおりです。

- ・ドラム缶焼却、ブロック積み焼却、穴を掘っての焼却は、野焼きと同じです
- ・小型焼却炉でごみを燃やすことも禁止されています

町には野焼きによって「煙や悪臭で困っている」、「干していた洗濯物に煙の臭いがついてしまった」、「火災の心配」などの苦情が寄せられています。

近隣市町村では野焼きから、大規模な山林火災につながってしまった事例もあります。

ごみは燃やさずに、分別ルールに従って、町の収集に出すようみなさんのご協力をお願いします。

※このページの内容の問い合わせは、環境整備課 ☎ 83-2367